



令和 7 年度 奈良労働局行政運営方針

「働きやすい奈良」

 厚生労働省

奈良労働局

目 次

第 1	労働行政を取り巻く情勢と課題	1
第 2	総合労働行政機関としての施策の推進	1
1	地域に密着した労働行政の展開	1
2	計画的・効果的な行政運営	2
3	行政サービスの改善・向上、デジタル化の推進	2
第 3	令和 7 年度の重点施策	3
1	最重点施策 働きやすい奈良	3
(1)	人手不足、人材確保への支援	3
ア	人材確保対策コーナー等における人材確保支援等	3
イ	人材不足分野の関係団体等との連携	3
(2)	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	3
ア	事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性 向上に向けた支援の強化	3
イ	最低賃金制度の適切な運営	4
ウ	同一労働同一賃金の遵守の徹底	4
エ	非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援	5
(3)	多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組	5
ア	女性の活躍推進	5
イ	高齢者の就労促進	6
ウ	障害者の就労促進	6
エ	外国人求職者への就職支援等	7
オ	フリーランスの就業環境の整備	7
カ	仕事と育児・介護の両立支援	8
キ	総合的なハラスメントの防止	9
ク	安全で健康に働くことができる環境づくり	9
2	令和 7 年度の主要施策	14
(1)	リ・スキリングによる能力向上支援	14
ア	教育訓練給付等の周知	14
イ	公的職業訓練制度の活用促進	14
ウ	労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事 業等の実施	14
(2)	ミドルシニア世代（就職氷河期世代を含む中高年層）への就労促進	15
(3)	新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援	15
(4)	労働保険制度の適正な運営	15
第 4	その他各行政分野で取り組む事項	15

第1 労働行政を取り巻く情勢と課題

奈良県の県内経済は、一部に弱い動きが見られるものの、緩やかに持ち直しており、本年は大阪・関西万博の開催も控え、観光業を中心とした経済効果や求人の増加なども見込まれる。

令和6年の有効求人倍率は、1.14倍と前年に比べ0.02ポイント減少したものの、求人が求職を上回って推移する状況が続いており、県内企業からは人手不足の声が聞こえる一方、今後も物価上昇等が雇用に与える影響について留意する必要がある。

奈良県の人口は1,295,681人（令和5年10月1日現在推計人口）と、ピークとなった平成11年以降連続して減少しており、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合も56.14%と年々減少している一方、労働力率は57.2%（令和2年国勢調査）と、平成27年に比べ2.3ポイント上昇となった。特に女性の労働力率は48.3%と、依然として全国平均（54.2%）より低い、すべての年齢階級で平成27年に比べ上昇となるなど、女性活躍や高齢者の就労促進が進んできている状況となっている。

なお、奈良県における就業者の従業上の地位別の割合をみると、パート・アルバイト・その他が28.8%（令和2年国勢調査）と全国平均（25.5%）より高く、特に女性は46.0%と全国平均（41.5%）に比べ高い状況となっている。

また、県外就業率は、27.3%で、全国第3位の高さとなっている。

このように、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、奈良県の経済社会が持続的な成長を実現するためには、人手不足の克服、企業が賃上げしやすい環境整備、多様な人材の活躍促進に係る諸施策を講じることが必要となっている。

奈良労働局においては、こうした課題に対応し、施策の効果を上げていくために、総合労働行政機関として四行政分野（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）における雇用・労働政策を総合的・一体的に運営していくこととする。

第2 総合労働行政機関としての施策の推進

地域における唯一の総合労働行政機関として強いリーダーシップを持ち、地域に貢献し信頼されることを目指し、的確に施策を樹立するとともに、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって効果的に業務運営を推進していく。

1 地域に密着した労働行政の展開

地域ごとに異なる地域情勢、産業・企業の動向に迅速・的確に取り組むためには、管内の多岐にわたるニーズを的確に把握するとともに、地方自治体が行

う施策や労使団体等関係機関が行う取組等と緻密に連携していくことが重要である。

そのため、地方自治体や労使団体等関係機関との会議への参加や地方労働審議会など様々な機会を活用し、局及び署所の幹部自ら積極的な意見交換・情報交換を行うよう努め、労働行政への理解を深めてもらうとともに、地方自治体や労使団体等関係機関と連携し、地域ニーズを反映した労働行政を展開する。

2 計画的・効果的な行政運営

労働施策を効果的に展開するためには、四行政間の連携を密にし、関係施策を有機的に結び付け、総合労働行政機関としての特徴を生かした行政運営を行うことが重要である。

特に、横断的な対応が必要な重点施策の取組に際しては、各行政が行う行事（セミナー、会議など）や周知・広報予定を毎月の会議などを通して局内で共有し、会議の合同開催や広報資料の配布協力など、効果的・計画的な行政運営を講ずる。

3 行政サービスの改善・向上、デジタル化の推進

国民から信頼される行政を実現するためには、迅速な事務処理等、行政サービスの向上とともに、利用者の立場に立った親切で分かりやすい窓口対応が重要である。

そのため、労働基準監督署においては「相談しやすい監督署」の実現を目指し、事業主や労働者に対して関係法令や制度をわかりやすく説明するための職員のコミュニケーション能力の向上や各種解説ツールの改善を図る。特に相談や申請に訪れた利用者に対しては、その目線に立ったきめ細やかな相談支援や情報提供等を行う。

ハローワークにおいては、多様な求職者ニーズに応じた「働きやすい職場の求人確保」や「職業能力の向上」を図っていく。そのために、ハローワークマッチングサービスによる各種指標及び窓口等に寄せられる利用者からの意見・要望を丁寧に分析し、より効果的な支援サービスを勧めるなど、これまで以上に能動的な支援を展開する。

また、労働局、労働基準監督署、ハローワークが所掌する申請・届出等手続について、インターネットを利用してオンラインで行える手続の周知に努めるとともに、迅速・的確な受付・審査により、利便性・行政サービスの向上を図る。さらに、SNS、動画配信等のデジタル技術の積極的な活用を図ることにより、時宜を得た広報をより幅広くかつ効果的に行う。

第3 令和7年度の重点施策

1 最重点施策 働きやすい奈良

奈良県の経済社会の持続的な成長を実現するためには、人手不足が深刻な県内企業に対する人材確保の支援、賃金の引上げに向けた企業への支援や女性、障害者、高齢者、育児や介護をしながら働く男女労働者など多様な人材がその能力を最大限生かし安心して活躍できる職場環境改善の実現等が必要であることから、奈良労働局では、令和6年度「働きやすい奈良」を最重点施策に掲げて各諸施策を実施してきたところであるが、引き続き、関連施策を積極的かつ効果的に取り組み、奈良県に「働きやすい」職場をさらに増やすことが必要である。

この取組は労使をはじめ地域全体として進める必要があり、地方自治体や労使団体等関係機関と地域の課題やニーズについて共通認識を持ちつつ、取組の連携強化等により、さらなる気運の醸成を図るなどにより実効性ある運営に結びつけていく。

(1) 人手不足、人材確保への支援

ア 人材確保対策コーナー等における人材確保支援等

人材不足が深刻である医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野などについて、関係団体と連携した人材確保支援の充実を図るため、県内2ヶ所のハローワークに設置している「人材確保対策コーナー」（以下「コーナー」という。）を中心に、潜在求職者の掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導、地方自治体等と連携した業界セミナー・企業説明会・就職面接会等による重点的なマッチング支援を実施する。また、上記以外の分野についても、引き続き求人の充足支援に取り組んでいく。

加えて、コーナー未設置の3カ所のハローワークについても、上記に準じた取組を行っていく。

イ 人材不足分野の関係団体等との連携

上記アの取組を効果的・効率的に推進するため、奈良労働局、コーナー設置所及び地域の関係団体等を構成員とした「奈良県人材確保対策推進協議会」を設置し、相互の取組の理解促進、人材確保に係る連携強化を図る。

(2) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

ア 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金引上げとあわせた取組として、令和7年度においては生産性向

上（設備・人への投資等）や正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保等を通じ、賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージを周知していく。

最低賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。

あわせて、労働基準監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

さらに、中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者等に対し、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の紹介をする。加えて、本省が委託する奈良働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行うほか、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図る。

イ 最低賃金制度の適切な運営

地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、充実した審議を尽くせる環境を整える。また、最低賃金額の改正後は、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行う。

ウ 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収又は労働者派遣法に基づく指導監督を効率的に行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけをすることや支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

エ 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しする「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨等を実施する。

具体的には、助成金説明会の開催、各種セミナー、会議、就職面接会、企業説明会などに事業主支援アドバイザーが赴き、企業の状況の把握・確認を行い「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知、広報を積極的に行うとともに、フォローアップとして、その後個別企業訪問による活用勧奨を行う。

また、本省が委託する「奈良働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組む。

(3) 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

ア 女性の活躍推進

(ア) 女性活躍推進法等の履行確保とえるぼし認定の取得促進

常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により、着実に女性活躍推進法の履行確保を図る。

特に男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図る。

また、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図る。

さらに、奈良県等とも連携し、女性活躍推進の機運の醸成を図る。

「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定制度については、県内に認定企業が増えるよう、申請の支援を丁寧に行うとともに、認定制度や認定企業を奈良県等の地方自治体や労使団体等の協力を得て広く周知する。

(イ) マザーズコーナーによる子育て中の女性等に対する就職支援の実施
子育て中の女性を対象とした専門窓口である「マザーズコーナー」を県内3カ所のハローワークに設置し、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地方自治体等と連携しアウトリーチ型支援を強化する。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及びオンラインを活用した就職支援サービスを推進していく。

イ 高齢者の就労促進

(ア) 70歳までの就業機会確保等に向けた取組と支援

令和6年「高年齢者雇用状況等報告」において、70歳までの就業確保措置実施済み企業は36.9%となっており、全国平均の31.9%を上回っているものの、引き続き70歳までの就業確保に向けた環境整備も含め、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入について、300人以上の企業に対し訪問等による積極的な周知・啓発を図る。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し70歳雇用推進プランナー等による相談・援助を行う。

(イ) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内4所に設置する「生涯現役支援窓口」において、就労経験や高齢期における多様なニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や高年齢求職者の希望する職種と求人のニーズも踏まえながら、求人開拓や雇用情報提供、マッチングの強化等、総合的な就労支援を実施する。

ウ 障害者の就労促進

(ア) ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

令和7年4月に法定雇用率における除外率の引下げ、また令和8年7月には更なる法定雇用率の引上げが予定されていることを踏まえて、雇用率達成に向けた計画的な採用について労働局及びハローワークから啓発を行うとともに、奈良県と共同運営する「障害者はたらく応援団なら」の活動を活用し、職場実習の積極的な受入れや雇用機会の拡大・確保支援を強化し、障害者雇用の理解・促進を図る。

また、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施する。

(イ) 多様な障害特性に対応した就労支援

精神・発達障害者雇用サポーター、難病患者就職サポーターをハローワークに配置し、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援を行うとともに、積極的に「しごとサポーター養成講座」の利用促進を図る。

また、奈良県難病相談支援センターとの連携による就労支援を行う。

(ウ) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。

また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、障害に対する理解促進のための障害者雇用理解セミナーを行う。

エ 外国人求職者への就職支援等

(ア) 外国人求職者等に対する就職支援

a 外国人留学生等に対する就職支援

「近畿ブロック外国人留学生就職面接会」を開催し、留学生と企業のマッチング支援を行う。

b ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備

外国人職業相談窓口への通訳者の配置とあわせて、電話通訳・多言語音声翻訳機器等の活用により本人の希望に沿ったマッチング支援を行うとともに、外国人求職者への多言語による情報発信等により相談支援体制の整備を図る。

(イ) 外国人労働者の適正な雇用管理・改善に係る支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による外国人雇用状況届出制度の適切な運用及び外国人雇用管理指針に基く雇用管理改善の啓発・指導を行う。

オ フリーランスの就業環境の整備

フリーランスから、フリーランス・事業者間取引適正化等法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、本法の着実な履行確保を図る。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介するなど適切に対応する。

カ 仕事と育児・介護の両立支援

(ア) 育児・介護休業法の周知及び履行確保

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を 300 人超の事業主に拡大すること、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図る。

「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげる。

併せて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備を図る。

(イ) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法について、有効期限を 10 年延長した上で、同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組むとともに、各企業の実態に即した計画の策定を支援し、常時雇用する労働者数 101 人以上の義務企業の届出等の徹底等着実な履行確保を図る。

「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」及び「プラス」認定制度については、県内に認定企業が増えるよう、申請の支援を丁寧に行うとともに、認定基準が新しく見直されることから、新しい基準等による認定制度や認定企業を、奈良県等の地方自治体や労使団体等の協力を得て広く周知する。

(ウ) 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

雇用保険法の改正によって令和 7 年 4 月より、両親ともに働き育児を行うことを推進するため、本人とその配偶者がともに育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び子育てのために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」が施行されたことから、制度の周知と円滑な施行に取り組む。

キ 総合的なハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図る。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図る。

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」にセミナーを開催する等、職場におけるハラスメントの撲滅に向けた周知啓発を実施する。

ク 安全で健康に働くことができる環境づくり

(ア) 長時間労働の抑制

a 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を求める指導を実施する。

また、過労死等の防止のための対策については、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進する。

b 中小企業・小規模事業者等に対する支援

全ての労働基準監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行う。

本省が委託する「奈良働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援に連携して取り組む。また、働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問等による支援を積極的に行うとともに、働き方改革推進支援助成金の利用を推進する。

c 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行う。

(イ) 労働条件の確保・改善対策

a 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認する。

加えて、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報や、インターネット情報監視により収集された情報に基づき、必要に応じて監督指導を実施する。

さらに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、同ポータルサイトで案内している高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナーや、高校・大学の教員等に対する労働法の教え方に関するセミナー及び指導者用資料について周知を行う。

b 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会・無期転換後の労働条件を追加する省令改正が令和6年4月に施行されたことから引き続き、周知・啓発を図る。

c 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

(ウ) 令和 6 年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援の実施

引き続き、令和 6 年度適用開始業務等の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、必要な周知を行う。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働基準監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行う。さらに、改正後の改善基準告示についても周知を行う。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行う。

(エ) 第 14 次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

a 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を図る。

また、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知を図る。

加えて、令和 7 年 1 月より電子申請が原則義務化された労働者死傷病報告等について、電子申請対応への周知を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行う。

b 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

c 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和 3 年 5 月の最高裁判決を踏まえ、労働安全衛生法第 22 条の規定に基づく健康障害防止に関して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者には義務付けられる改正省令が令和 5 年 4 月 1 日より施行されているため、引き続き、事業場に対して周知及び指導を図るととも

に、令和 7 年 4 月からは安衛法第 20 条、第 21 条及び第 25 条に基づく立ち入り禁止や退避等の措置が労働者以外の作業者にも拡大されるため、事業場に対する周知及び指導の徹底を図る。併せて、令和 6 年 5 月 28 日に策定された、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」について、関係部署が連携の上、周知・啓発を図る。

d 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、令和 5 年 3 月に改正された労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「改正労働安全衛生規則」という。）に基づき、最大積載量 2 トン以上の貨物自動車に係る荷物の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の実施等について周知徹底を図るとともに、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止のため、改正労働安全衛生規則に基づき、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名等について周知徹底を図る。また、改正された「手すり先行工法に関するガイドライン」、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」等の関係ガイドラインについて周知、指導を行う等、引き続き、建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、災害防止団体等の関係機関との協力の促進、発注機関との連携の強化等により労働災害防止対策の促進を図る。

e 労働者の健康確保対策の推進

(a) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健

康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行う。

(b) 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、奈良産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センター（北和、葛城、桜井、南和）による小規模事業場への医師等の訪問支援の利用勧奨を行う。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を行う。

f 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため化学物質管理強調月間などの機会を活用し広く周知を図る。また、化学物質管理者の選任をはじめ、SDS（Safety Data Sheet（安全データシート））等による危険有害性情報の的確な通知、SDS等に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果等に基づくばく露低減措置や、皮膚等障害化学物質への直接接触の防止のための保護具の使用等が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

また、リスクアセスメント対象物健康診断が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底を図る。（建築物、船舶（鋼製のものに限る）については令和5年10月施行、工作物については令和8年1月施行）。石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図る。

2 令和7年度の主要施策

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

ア 教育訓練給付等の周知

「教育訓練給付制度」について、令和6年に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月から給付率の引上げを行った。

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び直しを支援するため、制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、電子申請の周知を図る。

また、改正雇用保険法等により、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな制度が令和7年10月に創設・施行予定であることから、円滑な施行に向けて周知を図る。

イ 公的職業訓練制度の活用促進

労使団体及び訓練機関等を構成員とする奈良県地域職業能力開発促進協議会の開催により、地域の人材ニーズの把握及び訓練修了者や採用企業等からのヒアリング結果を踏まえた検証を行うことにより、地域の人材ニーズに即した職業訓練コースの設定を行う。

また、ハローワークを利用していない層も含めた求職者へ公的職業訓練制度の周知を行い、雇用対策協定を締結している地方自治体との連携のほか、あらゆる機会を通じて、公的職業訓練制度の魅力を発信していく。

なお、ハローワークにおいては、職業訓練内容及び職業訓練実施機関の情報把握を行い、求職者に対して職業訓練コースに係る情報提供や受講勧奨を実施し、適切な受講あっせんに努めるとともに、職業訓練受講者に対しては職業訓練実施機関と連携のうえ、取得した知識や技能に応じた担当者制による就職支援の充実を図る。

ウ 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の実施

キャリア形成・リスキリング推進事業において、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」をハローワークに設置するとともに、各都道府県に設置される「キャリア形成・リスキリング支援センター」とも連携のうえ、労働者のキャリア形成やリ・スキリングに係る支援を推進する。

(2) ミドルシニア世代（就職氷河期世代を含む中高年層）への就労促進

ハローワークにミドルシニア世代の不安定就労者向けの専門窓口を設置してキャリアコンサルティング、生活相談、職業訓練、求職者のための求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施する。

(3) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

心身の不調や家庭・経済環境の問題等の就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校や関係機関と連携し、支援対象者の早期把握を図るとともに、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな個別支援を実施する。

また、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著となっており、学生生活の早期から新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

(4) 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保等の観点から、労働保険料を適正に徴収することに取り組み、また、未手続事業第8次適用促進計画（3カ年計画2年目）に基づき、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。

労働保険適用徴収にかかる申請書類のペーパーレス化については、あらゆる機会を捉え電子申請の利用勧奨を行い、より一層の利用促進に取り組む。

労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収において、労働保険事務組合の果たすべき役割は極めて重要であることから、労働保険事務組合制度の信頼性の確保及び不正・不適切事案の防止のため労働保険事務組合に対して定期的な監査の実施及び厳正な指導を実施する。

労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結するよう迅速に処理を行うとともに、適正な認定に万全を期する。また、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底する。

雇用保険については、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため雇用保険受給者の早期再就職に向けた適正な給付を行っていく。

第4 その他各行政分野で取り組む事項

令和7年4月1日 本省版地方労働行政運営方針のとおり。

令和7年度の奈良労働局の主な行事予定

	月間・週間 キャンペーン等	会議等	その他
4月			
5月	電子申請利用促進月間 STOP!熱中症クールワークキャンペーン (5月～9月) GWの年次有給休暇取得促進		
6月	労働保険の年度更新(6月1日～7月10日) 外国人雇用啓発月間 全国安全週間準備期間 3カ月無災害運動(6月～8月)		労働基準監督官採用試験 【第1次試験5月25日】 国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験) 【第1次試験6月1日】
7月	全国安全週間(7月1日～7月7日) 夏季の年次有給休暇取得促進	安全衛生表彰式 地方最低賃金審議会	労働基準監督官採用試験 【第2次試験7月8日～7月11日】 国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験) 【第2次試験7月9日～7月25日】
8月	ひとり親全力サポートキャンペーン	地方最低賃金審議会	
9月	地域別最低賃金の周知・広報(9月～10月) 全国労働衛生週間準備期間 職場の健康診断実施強化月間	奈良県障害者雇用推進フォーラム	
10月	全国労働衛生週間(10月1日～10月7日) ハローワーク障害者面接会 合同求人説明会(高卒) 秋の年次有給休暇取得促進	地方最低賃金審議会 奈良県産業安全衛生大会 職業能力開発促進協議会(第1回)	
11月	過労死等防止啓発月間(過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消キャンペーン) しわ寄せ防止キャンペーン月間 労働保険未手続事業一掃強化期間 特定最低賃金の周知・広報(11月～1月) 人材開発促進月間 介護就職デイ	地方労働審議会	
12月	職場のハラスメント撲滅月間 年末年始の年次有給休暇取得促進 年末年始無災害運動(12月～1月)		
1月			
2月	化学物質管理強調月間	職業能力開発促進協議会(第2回) 奈良県働き方改革推進協議会 安全衛生労使専門家会議	
3月	労働条件明示・確認月間 保育士確保対策の普及促進	地方労働審議会 地方最低賃金審議会	
通年	労働保険の未手続事業一掃対策の推進 行政手続の電子申請の普及促進		

※ 令和7年4月1日時点での予定のため、変更することがあります。

本省版令和7年度地方労働行政運営方針

内容

第1	労働行政を取り巻く情勢	1
第2	総合労働行政機関としての施策の推進	1
第3	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	1
1	最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援	1
(1)	事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援	2
(2)	最低賃金制度の適切な運営	2
(3)	同一労働同一賃金の遵守の徹底	3
(4)	非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援	3
(5)	無期転換ルールの円滑な運用に向けた周知	3
第4	リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化	3
1	リ・スキリングによる能力向上支援	3
(1)	教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進	4
(2)	地域職業能力開発促進協議会の活用	4
(3)	労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充	4
(4)	求職者支援制度の活用促進	5
(5)	公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援	5
(6)	人材開発支援助成金による人材育成の推進	5
2	個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入	6
(1)	職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの周知	6
(2)	「ジョブ型人事指針」の周知	6
3	成長分野等への労働移動の円滑化	6
(1)	「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進	6
(2)	就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化	7
(3)	ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等	7
(4)	地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援	7
(5)	都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援	7
第5	人手不足対策	7
1	人手不足対策	7
(1)	ハローワークにおける求人充足サービスの充実	8
(2)	人材確保対策コーナー等における人材確保支援	8
(3)	雇用管理改善の取組による人材確保支援	8
(4)	雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応	8
第6	多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組	9
1	多様な人材の活躍促進	9
(1)	高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等	

.....	10
(2) 障害者の就労支援	11
(3) 外国人求職者への就職支援等	12
(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援	13
(5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援	14
(6) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援	14
(7) 正社員就職を希望する若者への就職支援	14
(8) 雇用保険制度の適正な運営	14
2 女性活躍推進に向けた取組促進等	15
(1) 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進 に向けた取組促進等	15
(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施	15
(3) 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等	16
3 総合的なハラスメント防止対策の推進	16
(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保	16
(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進 ..	16
(3) 職場におけるハラスメントに関する周知啓発の実施	17
4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・ balan スの促進	17
(1) 仕事と育児・介護の両立支援	17
(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進	19
5 安全で健康に働くことができる環境づくり	21
(1) 長時間労働の抑制	21
(2) 労働条件の確保・改善対策	23
(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	25
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理	30
6 フリーランス等の就業環境の整備	30
(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等	30
(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大	30

第1 労働行政を取り巻く情勢

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面しており、生産性や付加価値を向上させ、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、及び女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが、我が国の活力維持・向上には不可欠である。

このため、持続的・構造的な賃上げの実現に向けて、引き続き三位一体の労働市場改革を推進するとともに、働く方々の個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指す。

第2 総合労働行政機関としての施策の推進

都道府県労働局（以下「労働局」という。）において重点的に取り組むべき施策については第3以降に具体的に述べるが、労働局が各地域において総合労働行政機関として機能し、地域や国民からの期待に真に応えていくためには、各種情勢に対応した四行政分野（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の雇用・労働施策を総合的、一体的に運営していく必要がある。このため、物価上昇を上回る賃金上昇、三位一体の労働市場改革、中小企業等における人材確保など、その実現に向け複数の行政分野による対応が必要な施策については、都道府県労働局長のリーダーシップの下、雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）が中心となって労働局内外の調整を図り、労働局、労働基準監督署（以下「監督署」という。）及びハローワークが一体となって施策を進めていく。

第3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

〈課題〉

最低賃金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」、「最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する」、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」とされており、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠である。

また、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、引き続き、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換等を強力に推し進めていく必要がある。加えて、人手不足への対応が急務となる中で、短時

間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する必要がある。

あわせて、非正規雇用労働者の方も含めた、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備を進めていくことが重要である。

〈取組〉

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

最低賃金引上げとあわせた取組として、令和7年度においては生産性向上（設備・人への投資等）や正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行う。その際、企業が賃上げに取り組む目的や方法は多様であることを踏まえ、中小企業等の生産性向上を支援する業務改善助成金を含め、当該パッケージを通じて、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう情報提供を行う。

加えて、本省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口における、生産性向上等に取り組む事業者等に対する支援と連携するほか、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図る。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めるところとされているところであり、労働局及び監督署においても、内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。

あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

さらに、中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小企業等に対し、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の紹介をする。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向や、地域の実情、これまでの地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、本省労働基準局賃金課と連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

また、最低賃金額の改正等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行う。

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇均部（室）又は安定部等による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、監督署から点検要請を集中的に実施することや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨等を実施する。

また、本省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組む。

さらに、「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図る。

(5) 無期転換ルールの円滑な運用に向けた周知

無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく労働条件の明示事項に、令和6年4月から無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されたことも踏まえ、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により定められる無期転換ルールについて、有期契約労働者及び有期契約労働者を雇用する事業主に対して、パンフレットやポータルサイト、説明会を通じて引き続き周知・啓発を図る。

第4 リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

<課題>

「三位一体の労働市場改革」の一環として、リ・スキリングによる能力向上支援に取り組んで行くこととされている。グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及など企業経営が複雑化するなか、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を、全国に広めていくことが重要である。その際、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るほか、関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組

を進めていく必要がある。

持続的・構造的な賃上げを実現するためにはスキルを正に評価する仕組みも重要であることから、令和 6 年 3 月に創設した団体等検定制度などの活用を促進していく必要がある。

また、2028 年技能五輪国際大会の愛知県での開催決定を契機に我が国の技能振興の機運を更に高めていくことが重要である。

〈取組〉

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、令和 6 年に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 26 号。以下「改正雇用保険法」という。）により、同年 10 月から給付率の引上げを行った。経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図る。

また、改正雇用保険法等により、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度が令和 7 年 10 月に創設・施行予定であるところ、円滑な施行に向けて周知を図る。

(2) 地域職業能力開発促進協議会の活用

令和 4 年度より法定化された地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに教育訓練給付制度における指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保に繋げる。

また、各協議会の下にワーキンググループを設置し、訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善促進策の検討など、地域の課題に沿った議論を行い、効果的な人材育成を進めていく。

(3) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

キャリア形成・リスキリング推進事業では、引き続き、各都道府県に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を、全国各地のハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行う。

当該事業が効果的に実施されるよう、各地域の業界団体や教育訓練機関等も交え、本事業の実施方針や周知広報について議論の上、受託者と連携し、労働者のキャリア形成やリ・スキリングに係る支援を推進する。

(4) 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図る。そのため、各労働局及びハローワークにおいては、本人の職業能力や求職条件、求職活動状況等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努めるとともに、部門間の連携の強化や訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進する。

(5) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、政府の各種施策を通じて2026年度（令和8年度）までにデジタル人材を230万人確保することとされており、公的職業訓練及び教育訓練給付では、2026年度（令和8年度）にデジタル分野の受講者数122,000人を目指すこととしている。

デジタル分野に係る公的職業訓練については、引き続き、デジタル分野の資格取得を目指すコースや、企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等に加え、「DX推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費等の上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

また、生成AIを含むデジタル人材育成のために、他職種からIT人材に転職を目指す求職者のうち公共職業訓練等を修了した中高年齢者等に対して、実践経験を積むための「実践の場」を提供するモデル事業が令和5年度補正予算に盛り込まれ、令和6年度から本格実施している。本事業は、民間事業者に委託して実施しており、労働局においては、受託企業が、訓練修了生が習得したスキル等を把握し、それに応じた「実践の場」を提供するため、受託企業に対してデジタル分野の訓練情報（訓練終了時期や習得スキル等）の提供を行うとともに、ハローワークにおいては、35歳以上の未就職の訓練修了生に対して本事業の周知を行う。

(6) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額を引き上げるとともに、非正規雇用労働者に対する助成メニューを見直し、企業内での人材育成を支援する。また、人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」については、引き続き、積極的な活用勧奨に取り組むとともに、適正な執行にも留意しつつ迅速な支給決定を行う。加えて、(5)記載のとおり、2026年度（令和8年度）までにデジタル人材を230万人確保するため、人材開発支援助成金では、2026年度（令和8年度）にデジタル分野の受講者数69,000人を目指すこととしており、全てのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行う。

2 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入

〈課題〉

三位一体の労働市場改革を進めるためにも、個々の企業の参考となるよう、職務給の導入等についてリーフレット等により丁寧に周知する必要がある。

また、配偶者手当については、社会保障制度とともに、女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があり、中小企業が実際に見直しをできるよう、見直しのフローチャートを含むリーフレット等による周知を徹底する必要がある。

〈取組〉

(1) 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの周知

職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、リーフレット等による周知・広報を実施する。

(2) 「ジョブ型人事指針」の周知

企業におけるジョブ型人事の導入に資するよう、令和6年に公表された「ジョブ型人事指針」の紹介・周知等を実施する。

3 成長分野等への労働移動の円滑化

〈課題〉

労働供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化しつつある状況の中、人材の有効活用という観点からも、個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて活躍するという観点からも成長分野等への円滑な労働移動を可能とする環境整備が重要である。このため、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめとした労働市場の機能を強化することにより、個々人の自由な選択を可能とする環境整備が求められる。

加えて、特に地方においては、若年者の流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化していることから、地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、マッチングを支援する取組が必要である。

〈取組〉

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

成長分野等への円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要である。このため、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tag の積極的な周知を行っていく。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について、周知を行っていく。

(2) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
就職困難者を、「成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主」又は「雇い入れた上で人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、5%以上賃金の引上げを行う事業主」に対して高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野等への円滑な労働移動や賃上げを促進する。

(3) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、Web 会議サービスを活用したオンラインによる業務を全国のハローワーク等で実施可能とすることとし、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政サービスの向上の観点から全国のハローワークにおいて適切な運用を進める。また、ハローワーク職員に対し、リ・スキリング支援（IT 資格、介護職員初任者研修等）に関する研修等やキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得ることを通じて、キャリアアップや転職に向けた相談支援（リ・スキリングの勧奨を含む。）を充実する。加えて、より多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS 等を活用し、周知・広報に取り組む。

(4) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

「雇用対策協定」の締結を更に推進することにより、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する地方公共団体においては当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介を一体的に実施する。また、市町村等が地域の特性を生かして実施する地域雇用活性化推進事業は、国と地方の連携施策の一つとなり得るため、応募可能地域における応募勧奨や実施地域における適切な支援を行う。

(5) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

東京圏及び大阪圏を中心に、地方就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、地方のハローワークにおいても個々のニーズに応じた支援を行う。

第5 人手不足対策

1 人手不足対策

〈課題〉

生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援の取組を進めていくことが重要である。

＜取組＞

（１） ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。

（２） 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、労働局単位の協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施する。

（３） 雇用管理改善の取組による人材確保支援

人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の周知を行うことで、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

（４） 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

令和５年２月に各労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努める。

雇用仲介事業については、「法令遵守徹底のためのルールと施行の強化」の観点から、お祝い金・転職勧奨禁止について職業紹介事業の許可条件に追加し、また募集情報等提供事業にて労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供を原則禁止とした。また、「雇用仲介事業のさらなる見える化の促進」の観点から、職業紹介事業者の手数料実績（職種ごと・平均手数料率）の公開義務化と、募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化とした（違約金規約については、職業紹介事業者にも同様に求めることとした。）。職業紹介事業の許可条件化は令和７年１月１日から、それ以外は令和７年４月１日からの施行となっており、適切に履行されるよう、取り組む。

また、アプリを使用して短時間・単発の仕事を仲介するいわゆる「スポットワーク」の仲介業についても、相談窓口に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、スポットワークの雇用仲介事業者には法違反が認められた場合には、適切に指導するよう徹底する。

第6 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

〈課題〉

少子高齢化が急速に進行し生産年齢人口が減少する中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要である。ほぼ全ての企業において65歳までの高齢者雇用確保措置が講じられている一方で、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置を講じている企業の割合は3割程度であり、事業主の取組の促進を図ることが重要である。さらに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢者求職者に対する再就職支援等が必要である。

令和4年12月の臨時国会において、多様な就労ニーズへの対応や、雇用の質の向上等を図る観点から、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正を含む法律（以下「改正障害者雇用促進法」という。）が成立した。また、令和6年4月から法定雇用率2.7%に向けた段階的な引上げが開始され、令和7年4月から除外率の10ポイント引下げが実施されたところであり、改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施とあわせて、障害者の雇入れ支援等の強化が必要である。

外国人労働者が、安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。

また、外国人労働者数は年々増加しており、今後も、様々な在留資格の外国人労働者の増加が見込まれる。そうした中で、外国人労働者の雇用管理のための事業主への指導、相談支援等がより一層重要となる。

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいることから、令和6年度までの5年間にわたって支援を行ってきた。令和7年度以降の支援の在り方については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目無く効果的に支援する」とされたところであり、今後は、就職氷河期世代を含めた中高年層の抱える課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援に取り組む必要がある。

若年無業者に氷河期世代を加えた無業者数は、令和5年においては120万人に達しており、これら若年無業者等の職業的自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じた個別的な支援を継続的に実施する必要がある。

また、新規学卒者等においては、令和6年3月卒の大学生の就職率が98.1%と過去最高になるなど改善する一方で、心身の不調や家庭・経済環境の問題等の多様な課題を抱え、就職活動に際して特別な配慮や支援を必要とする者が引き続き存在していることに加え、若年非正規雇用労働者等においても同様であることから、個々人の課題に応じた

きめ細かな支援に取り組む必要がある。

〈取組〉

（１） 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

① 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、企業が高齢者の処遇や役職定年・定年制の見直し等を進める際の参考となるよう「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」の展開を図り、働く意欲のある高齢者が経験や知見を活かし、年齢にかかわらず活躍できるよう、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組む。

また、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者雇用安定法 Q&A の周知を図り、事業主がこれらを徹底し、労働条件が適切に設定されるよう啓発指導に取り組む。

さらに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）において実施している 65 歳超雇用推進助成金や 70 歳雇用推進プランナー等による支援について、積極的な活用を促すべく周知・広報に取り組むとともに、支援が必要と判断される事業主を把握した場合には、高障求機構都道府県支部へ支援を要請するなど、効果的な連携を行う。

② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65 歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、全国 300 か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」においては、就労経験や高齢期における多様なニーズを踏まえ、職業生活の再設計に係る支援や高年齢向けの求人開拓、雇用情報提供、マッチングの強化など、総合的な就労支援を実施する。特に、個々人の事情に寄り添い、高齢者が希望に応じてその経験と能力を活かし活躍できるよう、それぞれのスキルや状況に合わせた伴走型支援に取り組む。また、生涯現役支援窓口での支援の好事例を展開し、企業と高齢者のマッチングを更に進める。また、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施している、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」についての周知を図るなど、効果的な連携を行う。

③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

地域の高齢者の就業促進を図るため、自治体が中心となり地域の様々な機関が連携して高齢者の多様な就業機会を創出する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施する。当該事業は、高齢者が活躍することにより、活力ある持続可能な地域社

会の実現を目指し、地域の雇用・生きがい就業・社会参加等をマッチングするための体制の整備を促進しようとするものであることから、より多くの地域から当該事業への応募がされるよう、当該事業の活用が期待される地域を始めとして、あらゆる機会を捉え事業内容の周知や応募勧奨を行う。

また、高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。

一方、早期に求人充足に至る可能性が低い求人を提出している事業主に対しては、シルバー人材センターで取り扱う仕事を説明し、シルバー人材センターの活用を相談・助言する。

④ 高年齢労働者の労働災害防止のための環境整備の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

（２） 障害者の就労支援

① ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

令和７年４月には除外率が１０ポイント引き下げられ、また、令和８年７月には法定雇用率の２．７％への更なる引上げが行われる予定であることから、今後も、雇用率未達成企業が増加する可能性がある。特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進する。あわせて、特に雇用義務があるにも関わらず障害者を１人も雇用していない企業（以下「障害者雇用ゼロ企業」という。）をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施する。その際、企業が抱える不安や課題に応じた支援を行うこと等により、障害者の雇入れを一層促進する。労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要になっていることから、就業面及び生活面における一体的な支援を実施する。

② 改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施

改正障害者雇用促進法により、令和６年４月に施行された事項のうち特定短時間労働者（週所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の実雇用率算定について、法改正の趣旨を踏まえ、障害者の職業的自立を促進する観点から、週２０時間以上の雇用の実現を目指すことが望ましいことや、事業主には障害者の有する能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること

等について、引き続き、障害者本人、事業主、関係機関に周知する。

また、障害者雇用ゼロ企業を含めた法定雇用率未達成企業に対する雇用率達成指導等において、特に中小企業や除外率設定業種（特に除外率引下げによる影響の大きい企業）を中心に、必要に応じて障害者雇用相談援助事業の利用を勧奨する。

③ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行う。

また、障害者の職業訓練については、都道府県等において、障害者職業能力開発校における職業訓練や障害者委託訓練等を実施しており、労働局及びハローワークにおいては、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、障害者の職業訓練の周知に努める。また、訓練実施機関や障害者就業・生活支援センター等の支援機関とも適宜連携しながら、受講勧奨、就職支援等を実施する。さらに、労働局及びハローワークにおいて、障害者を雇用する企業から障害者職業訓練に関するニーズを把握した場合は、必要に応じて都道府県の障害者職業訓練コーディネーターを案内するなど連携のうえ、都道府県等が実施する在職者訓練の活用も併せて、企業に対して周知を図る。

④ 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援

事業主に対して雇用率達成指導を行う際や障害者雇用の普及啓発を行う際には、障害者雇用に取り組む一つの選択肢としてテレワークを提案するほか、障害者をテレワークにより雇用したいと考えている事業所等に対しては、本省が委託して実施する企業向けのセミナー及び相談支援に誘導することを通じて、障害者の雇用を普及促進するためのテレワークの推進を図る。

⑤ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

①と同様に、公務部門における法定雇用率についても、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられ、今後、令和8年7月には法定雇用率の3.0%への引上げが予定されている。公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、労働局及びハローワークにおいて、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

(3) 外国人求職者への就職支援等

① 外国人求職者等に対する就職支援

ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に大学等のキャリアセンター等と緊密に連携しつつ、留学生の国内就職の促進のために、留学早期からの就職準備に向けた説明会・面接会やインターンシップ等での情報提供も含めた手厚い就職支援を実施する。特に、大学と就職支援協定を締結したハローワークにおいては、当該大学と連携し、外国人留学生の国内就職推進に向け一貫した支援を実施する。

イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

定住外国人等が多く所在する地域を管轄するハローワークにおいて、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓のほか、外国人を支援する NPO 法人等との連携強化により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

ウ 外国人就労・定着支援事業の実施

身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を実施する。

② ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

地域の実情を踏まえ、職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話や映像を用いた通訳・多言語音声翻訳機器等の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、外国人求職者に対する職業相談等を円滑に実施できる体制を整備する。

③ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、ハローワークによる事業所訪問指導に加え、労働局及びハローワークによる事業主向けの雇用管理セミナーの積極的な開催等により、適正な雇用管理に関する助言・援助等を実施する。

また、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行う。

(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワークに就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施する。

(5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施する。

(6) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携した支援チームを設置し、心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施する。

また、深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、大学等のニーズも踏まえつつ、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

(7) 正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図る。

(8) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行う。

本年1月から全所で実施しているオンライン失業認定については、可能な限り早期に全所で通常の失業認定の事務処理方法の一つとして定着するよう、業務フローの検証を行いつつ適切な運用に努め、行政サービスの向上の観点からさらなる取組を進めていく。

さらに、マイナンバーと被保険者番号との紐づけや個人情報の管理に当たって厳正な事務処理を徹底しつつ、適正な給付、受給者の利便性向上やハローワークにおける事務処理の効率化の観点から、手続時のマイナンバーの届出を一層推進する。特に、本年1月から開始しているマイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付について、普及に向けた周知広報に取り組む。

雇用関係助成金については、制度目的が果たされるようその周知に努めるとともに、

雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図る。また、近年の不正受給件数の増加等を踏まえ、事業主や社会保険労務士等に対し、適正な申請について周知を行った上で、審査等に当たり支給決定前の能動的な実地調査を行うなどにより適正支給に努め、不正受給等への厳正な対処を徹底する。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

〈課題〉

女性の就業率は高くなっているものの、女性の正規雇用比率がいわゆる「L字カーブ」となっており、正規雇用労働者としての就業継続に課題があるほか、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低いといった課題がある。そのため、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止をはじめとする雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の着実な履行確保を図るとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく男女の賃金の差異の情報公表を契機として女性活躍推進の取組促進をより一層進める必要がある。

〈取組〉

（１） 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等

男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図る。

また、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により、着実に女性活躍推進法の履行確保を図る。

さらに、男女間賃金差異分析ツール等の活用による男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図る。加えて、女性活躍推進法における管理職の定義に基づき適切な情報公開等がなされるように周知・徹底を図る。

加えて、女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組む。

（２） マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズハローワーク、マザーズコーナー）において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ

型支援を強化する。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進する。

(3) 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等

女性が健康で、能力を発揮できるような職場環境整備の機運を醸成するため、月経、更年期等といった女性の健康課題への取組について、「働く女性の心とからだの応援サイト」に掲載している企業の取組事例等を活用し、企業の自主的な取り組みを促す。あわせて、月経、更年期といった女性の健康課題の解決を図るために利用できる特別休暇制度の導入等に関する助成金を活用し、中小企業に対し、職場における女性の健康課題対応と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための支援を行う。

また、働く女性の母性健康管理措置等について、パンフレットなどを活用し、事業主への周知徹底及び妊産婦への周知並びに母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進等を行う。

3 総合的なハラスメント防止対策の推進

〈課題〉

パワーハラスメントに関する相談件数は増加傾向が顕著である他、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメントの相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するハラスメントが社会的関心を集めている状況にある。このような状況を踏まえ、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）等の履行確保等により、総合的なハラスメント防止対策をより一層進める必要がある。

さらに、労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組む。

〈取組〉

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図る。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図る。

(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニ

ュアル等を活用して、企業の取組を促す。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底やウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画及び各種ツールの活用促進を図り企業の取組を促す。

学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレット（チラシ）を活用し、学生等が一人で悩むことがないように支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

（３） 職場におけるハラスメントに関する周知啓発の実施

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、例年 12 月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組む。

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

＜課題＞

我が国が直面する少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するためには、男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現するとともに多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。

仕事と育児等の両立については、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、令和 7 年までの男性の育児休業取得率の政府目標を 30%から 50%に引き上げ、令和 12 年までの同目標を 85%とすることが示されており、掲げられた政府目標の達成に向けて更なる取組の強化が必要である。このような状況を踏まえ、令和 6 年 5 月に改正法案が成立・公布され令和 7 年 4 月から段階的に施行される、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要がある。

また、各企業において、多様な正社員（短時間正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度、テレワーク、勤務間インターバル制度、選択的週休 3 日制など、柔軟な働き方が進むよう各種施策を講じるとともに、働き方・休み方改革の推進や年次有給休暇の取得促進等を行う必要がある。

＜取組＞

（１） 仕事と育児・介護の両立支援

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を 300 人超の事業主に拡大すること等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図る。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

② 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度や3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげる。

また、事業主に対し、「共働き・共育て推進事業（イクメンプロジェクト）」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用促進、並びに「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」において実施する労務管理の専門家による個別支援の周知と併せて、

- ・ 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主
- ・ 育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主
- ・ 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入を含む。）を実施した事業主
- ・ 育児期の柔軟な働き方に関する制度を利用する労働者への支援のための取組を実施した事業主

等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図る。

③ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

令和6年6月に成立した雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正によって、令和7年4月から、両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」が施行される。

円滑な施行に向け、あらゆる機会を捉えて育児休業取得予定の雇用保険被保険者や事業主等に対して周知に取り組む。

④ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携し

て周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図る。

また、地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業等を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図る。なお、厚生労働省の有識者研究会での議論を踏まえた見直し後の、介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組む。

⑤ 次世代育成支援対策の推進

次世代法について、有効期限を10年延長した上で、同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図る。

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図る。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が新しく見直されることから、新しい基準等について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

⑥ 不妊治療と仕事との両立の推進

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の取得を支援するため、認定を希望する事業主に対しては、本省が実施する不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業の「両立支援担当者等向け研修会」及び個別相談会の活用を勧奨する。

また、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、性と健康の相談センターとも連携しつつ、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

① 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行う。

② 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワークは子育てや介護と仕事との両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、働き方改革の促進等に資するものであり、育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されるとともに、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたところであることも踏まえ、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図る。

企業におけるテレワークの導入・定着促進のため、中小企業事業主を対象とした「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の相談・申請があった場合は、懇切丁寧な対応を行う。加えて、テレワークの導入や働き方の見直しについて相談があった企業等に対し、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った助言や、本省で実施している、テレワーク相談センター及びセミナーの案内、様々な機会を捉えての施策の周知など、テレワークに関する企業の環境整備に対する支援を徹底する。

③ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等に対し、導入の効果や導入フローを分かりやすく説明することが重要である。

このため、企業等への説明会（ワークショップを含む。）の際には、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うなど、丁寧な対応を行う。

加えて、働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図る。

④ 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う。

また、地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むとともに、病気休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇等の特別休暇についても、企業への導入を図る。

選択的週休3日制度については、事例の提供等による更なる周知等を行う。

⑤ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

労働施策総合推進法に基づく協議会や地方版政労使会議については、中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、地域の政労使の代表者や地方公

共団体の協力を得て、それぞれの会議体を適切な時期に開催し、構成員が講ずる支援策の紹介等を行うなど、機運の醸成に努める。

特に、賃金引上げを議題とする会議については、機運の醸成の観点から、地域における賃金引上げに向けた取組に係る意義や重要性、実態（業種別を含む。）のほか、隘路等の課題（価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保や人材確保等）及び課題解消のための方策等について、構成員等で認識を共有した上で活発な意見交換を行うよう工夫する。

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

〈課題〉

誰もが安心して働くことができる良好な職場環境を実現するためには、最低基準である労働基準関係法令の履行確保が必要不可欠であり、そのため、労働局及び監督署は必要な権限行使を適正に行う必要がある。

こうした労働基準関係法令の履行確保に加え、労使の自主的な取組を促すことや、労務管理体制が十分でない中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談・支援を行っていくことが必要である。

また、令和6年度から、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、建設事業、自動者運転の業務等（以下「令和6年度適用開始業務等」という。）に対しても上限規制が適用され、また、改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）が施行されているが、令和6年度適用開始業務等の中には取引慣行など、個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題が見られることから、引き続き、事業者、労働者、国民等に対する上限規制や改善基準告示等の周知・広報等を強力に推進し、丁寧な相談・支援を行っていく必要がある。

さらに、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）の目標達成に向け、同計画で定められている高年齢労働者等の労働災害防止対策、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等の重点事項について、14次防期間中の状況や議論等を踏まえ、取り組んでいく必要がある。

労災保険給付の状況については、近年、新規受給者数が増加傾向にあることに加え、過労死等事案、石綿関連事案に係る労災請求件数も増加傾向にある。このような状況の中で、被災労働者の迅速な保護を図るために、迅速かつ公正な事務処理に努める必要がある。

〈取組〉

（1） 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向け、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を求める指導を実施するとともに、一定期間内に複数の過労死等を発生させた企業に対しては、企業の本社を管轄する都道府県労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導（過労死等防止計画指導）を引き続き実施する。

さらに、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）並びに同法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」（令和6年8月2日付け基発0802第3号）により、労働行政機関等における取組とともに、民間団体の活動に対する支援等を効果的に推進する。

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

本省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施など、きめ細かな支援に連携して取り組む。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」（以下「支援班」という。）において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな支援を引き続き実施する。

③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、短い工期の設定や荷物の積み降ろしの際の長時間の待機等の取引慣行の見直しが必要であり、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であることから、引き続き、令和6年度適用開始業務等の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、必要な周知を行う。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正

な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行う。さらに、改正後の改善基準告示について引き続き丁寧に周知を行う。

医師については、他の職種との業務の移管や分担（タスクシフト／タスクシェア）など、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行う。

これらの業種ごとの取組とともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、支援班や働き方改革推進支援センターにおいて、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施など、きめ細かな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、支援を行う。

④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年 11 月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

（２） 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

特に、相談・投書等のほか、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報や、インターネット情報監視により収集された情報等の各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、監督指導を実施するとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底する。

労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、同ポータルサイト等で案内している高校生・大学生等に対する労働条件セミナーや、高校・大学の教員等に対する労働法の教え方に関する動画及び指導者用資料について周知を行う。

② 裁量労働制の適正な運用

裁量労働制について、引き続き令和 6 年 4 月に施行された改正省令等の周知を行う

とともに、裁量労働制の不適正な運用が疑われる事業場に対する監督指導等を実施する。

③ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件の明示事項については、令和6年4月から就業場所・業務の変更の範囲等を追加する省令改正が施行されたところであり、引き続き、改正内容について、事業場の認知及び理解の状況を踏まえ、パンフレットや説明会を活用して制度周知を行う。

④ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

ア 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、法違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な法違反が認められた場合は、司法処分を含め厳正に対処する。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用する。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、「人身取引取締りマニュアル」を参考にしつつ、外国人技能実習機構との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの等については、司法処分を含め厳正に対処する。

また、地域の実情に即し、外国語で対応できる相談員を労働局や監督署に配置することで、全国で合計 13 言語に及ぶ外国人労働者向け多言語労働相談体制の整備を図る。

イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対して監督指導を実施する。また、地方運輸機関と連携し、相互通報制度を確実に運用するとともに、地方運輸機関との合同監督・監査を行う。

加えて、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、徹底を図る。

ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関と連携し、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図る。

⑤ いわゆる「スポットワーク」に係る対応

主に短時間・単発の就労を内容とする、いわゆる「スポットワーク」で勤務する労

働者に係る相談が寄せられた場合には、労働基準関係法令について丁寧な説明を行うとともに、監督指導において「スポットワーク」で勤務する労働者に係る法違反が認められた場合には、必要な指導を行う。

⑥ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

⑦ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保する。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応する。

⑧ 社会保険労務士制度の適切な運営

社会保険労務士及び社会保険労務士法人による不正事案を把握した場合には、懲戒処分の適正かつ厳格な実施のため、関係者に対し事実関係の聴取を確実に実施すること等により適切な調査を実施するとともに、公平性を欠く不適切な情報発信を行っている旨の情報に接した場合には、都道府県社会保険労務士会とも連携し、所要の措置を講ずる。

⑨ 家事使用人への対応

家事使用人は、労働契約法が適用される一方で、労働基準法の適用除外となっており、家事使用人の働きやすい環境の整備のため、家事使用人等から労働契約や就業環境等に関する相談等があった際には、「家事使用人の雇用ガイドライン」を周知するなど、適切に対応する。また、家事使用人に係る労災保険の特別加入を促進するため、家政婦（夫）紹介所等から特別加入に係る相談等があった際には、「労災保険特別加入ガイド」を周知する。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、加えて安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていく。

さらに、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知を図るとともに、機会を捉え、消費者・サービス利用者に対しても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解を促すこと。

加えて、事業者の死傷病報告書提出に係る負担の軽減、労働災害情報の分析の充実等の観点から、令和7年1月から、労働者死傷病報告等の電子申請を義務化した。当面の間、電子申請が困難な場合は、書面による報告も認められるが、事業者が電子申請に円滑に移行できるよう、厚生労働省ホームページの特設ページに掲載されている説明資料や動画等を活用し、懇切丁寧な説明を行う。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。

③ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。なお、エイジフレンドリー補助金については、令和7年度は、新たなコースの新設を予定している。

また、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施や外国人労働者に多い労働災害の対策を視覚的に示す安全表示等の活用を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進するとともに、障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知することにより、障害のある労働者の安全衛生対策を推進する。

④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条の規定に基づく健康障害防止に関して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者には義務付けられる改正省令が令和5年4月1日から施行されているため、引き続き、事業場に対して周知及び指導を図るとともに、令和7年4月からは労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条に基づく立ち入り禁止や退避等の措置が労働者以外の作業員にも拡大されるため、事業場に対する周知及び指導の徹底を図る。あわせて、令和6年5月28日に策定された、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」についても、周知・啓発を図る。

⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、令和5年3月に改正された労働安全衛生法施行規則（昭和47年労働省令第32号。以下「改正労働安全衛生規則」という。）に基づき、最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷物の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の実施等について周知徹底を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止のため、改正労働安全衛生規則に基づく、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名等の措置について一層の徹底を図る。また、「手すり先行工法に関するガイドライン」、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」等の関係ガイドラインについて周知、指導を行うなど、引き続き、建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底や、作業計画の策定や作業指揮者の配置など車両系木材伐出機械等を使用した作業における安全対策の周知徹底等を図るとともに、災害防止団体等の関係機関との協力の促進、発注機関との連携の強化等により労働災害防止対策の促進を図る。

⑥ 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談対応等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行う。

イ 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行う。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、治療と仕事の両立支援カードを含めた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知・啓発を行うとともに、労働局に設置する「地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。

また、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進する。このため、地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、独立行政法人労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

⑦ 新たな化学物質規制の周知・指導等の健康障害対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため、化学物質管理強調月間などの様々な機会を活用し広く周知を図る。また、化学物質管理者の選任をはじめ、SDS（Safety Data Sheet（安全データシート））等による危険性・有害性情報の的確な通知、SDS等に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果等に基づくばく露低減措置や、皮膚等障害化学物質への直接接触の防止のための保護具の使用等が適切に実施され

るよう丁寧な指導を行う。また、第三次産業や中小規模事業場に対しては業種別マニュアルの周知・活用を図る。

化学物質によるばく露の防止には、工学的対策等に加え、呼吸用保護具や化学防護手袋などの保護具の適正な使用が必要であり、労働者の呼吸域の化学物質の濃度把握が重要であることから、個人ばく露測定の円滑な導入に向け補助金制度の活用を含めた周知を行う。

また、リスクアセスメント対象物健康診断が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

イ 石綿による健康障害防止対策の推進

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底を図る（建築物、船舶（鋼製のものに限る。）については令和 5 年 10 月施行、工作物については令和 8 年 1 月施行）。石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図る。

ウ 熱中症予防対策の推進

近年、夏の暑さを背景に屋外作業を中心に熱中症による重篤な労働災害が多発しているところであり、現在の「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）の別紙「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知や令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の展開といった取組に加え、今夏に向けて、労働安全衛生法施行規則を改正し、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するため、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者に義務付ける予定（令和 7 年 6 月 1 日施行予定）であることから、改正内容の周知及び指導の徹底を図る。

⑧ 今後の安全衛生対策について

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進等、高齢者の

労働災害防止の推進等に係る労働安全衛生法等の改正法案、治療と仕事の両立支援対策の推進等に係る労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について十分な周知に取り組む。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するように迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期する。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進する。

さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

6 フリーランス等の就業環境の整備

〈課題〉

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、令和6年11月に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）の履行確保を図る必要がある。

また、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えたフリーランスからの相談にも丁寧に対応する必要がある。

〈取組〉

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランス（フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者）から本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、本法の着実な履行確保を図る。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応する。

さらに、全国の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底する。

(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業（それまで対象となっていた特

定フリーランス事業を除く。以下同じ。)を追加する改正省令等が令和6年11月に施行された。今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体や、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応を行う。